具体的かつ詳細な随意契約理由について

様式8

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	大阪市西成区役所非常用エレベータ修繕	09A：昇降機設置工事	日本オーチス・エレベータ株式会社	66,803,000	令和8年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	－

様式９

1

随意契約理由書

１　案件名称

大阪市西成区役所非常用エレベータ修繕

２　契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

３　随意契約理由

本修繕は、昇降機設備を安全に支障なく使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。
本設備は、シンドラーエレベータ（株）が設計製作および据付を行ったものであるが、シンドラー社が日本事業から撤退する際に、日本オーチス・エレベータ（株）へ事業譲渡しており、本設備の保守点検業務は同社が担っている。本設備の構成部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門的な知識・技術が不可欠であり、機能維持は製作会社より事業譲渡を受けた同社にしかできない。
また、同社以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。
以上のことから、本修繕を実施できるのは、日本オーチス・エレベータ（株）のみであり、同社と随意契約を締結するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２ 第１項第２号

５　担当部署

西成区役所総務課（電話番号 06-6659－9683）